

介護老人保健施設 施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人伯鳳会が開設する介護老人保健施設ベレール向島（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、介護保険施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設ベレール向島
- (2) 開設年月日 平成24年7月1日
- (3) 所在地 東京都墨田区東向島2丁目36番11号
- (4) 電話番号 03-3611-3111 FAX番号03-5630-6501
- (5) 管理者名 長谷川 康雄
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1350780019号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者	1人(兼務)
(2) 薬剤師	0.4人
(3) 医師	1. 2人以上
(4) 看護職員	12人以上
(5) 介護職員	45人以上
(6) 支援相談員	1. 2人以上
(7) 理学療法士・作業療法士	
・理学療法士	3人以上
・作業療法士	2人以上
(8) 栄養士又は管理栄養士	
・管理栄養士	1人以上
(9) 介護支援専門員	2人
(10) 事務員	2人

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 事務員は、庶務、会計、介護報酬請求事務を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、119人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

2 各種加算については以下を参照

- 短期集中リハビリテーション実施加算(I)(II)
- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)(II)
- 夜勤職員配置加算
- サービス提供加算Ⅱ
- 認知症ケア加算

保健施設初期加算（Ⅰ）2 （Ⅱ）2
外泊時費用
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）（Ⅱ）
退所時情報提供加算
老人訪問看護指示加算
試行的退所時指導加算
入所前連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）
経口移行加算
経口維持加算（Ⅰ）（Ⅱ）
療養食加算
所定疾患施設療養費（Ⅰ）（Ⅱ）
再入所時栄養連携加算
退所時栄養情報連携加算
科学的介護促進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）
安全対策体制加算
協力医療機関連携加算1・2
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）（Ⅱ）
排せつ支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）
介護職員等処遇改善加算Ⅰ

（利用者負担の額）

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別紙1に定める料金表により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別紙1をご覧下さい。

（身体の拘束等）

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のため対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(虐待の防止等)

- 第11条 当施設は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3か月に1回以上に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を年2回実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、介護保険施設サービス提供中に、当施設従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。（秘密の保持及び個人情報の保護）

(褥瘡対策等)

- 第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第13条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会時間は午前10時から午後7時までとする。緊急の場合はこの限りではない。ただし、日曜・祝日・年末年始12/31～1/3は午前10時から午後5時までとする。なお、面会の際は受付窓口の前にある面会申込書に記入すること。
- ・ 消灯時間は、午後9時とする。
- ・ 外出・外泊の際は、必ずサービスステーションまで申し出た上で、外出・外泊届けを提出すること。
- ・ 飲酒・喫煙は療養上の問題から禁止する。
- ・ 火気の取扱いは、禁止する。
- ・ 設備・備品の利用は、職員の指示に従うこと。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、職員にご相談ください。
- ・ 高額の金銭・貴重品の持ち込みは、禁止する。万一、持ち込んで紛失されても施設で責任は負えません。
- ・ 外泊時等の施設外での医療機関の受診は、緊急時を除き原則として出来ません。標準的な医療行為はベレール向島で行います。ご不明な点は必ず事前に職員にご相談ください。
- ・ 宗教活動は、禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理職を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練………年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(事業継続計画の策定等)

第 15 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 16 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する年 2 回実施する
- 4 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 5 当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（職員の服務規律）

第17条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第18条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設職員は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等のを有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第19条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人伯鳳会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第20条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を毎月1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士。調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならぬ。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第22条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するためのハラスメント方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人伯鳳会介護老人保健施設ベレール向島の役員会において定めるものとする。(施設の利用に当たっての留意事項)

介護老人保健施設サービス料金表

(1) 介護老人保健施設サービス利用料（介護保険適用部分）

基本利用料	介護老人保健施設サービス費（Ⅰ）【基本型】				
	（一）従来型個室	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）	
		要介護1 23,446円	46,892円	70,338円	
		要介護2 24,951円	49,901円	74,851円	
		要介護3 27,076円	54,152円	81,227円	
	（三）多床室	要介護4 28,875円	57,749円	86,623円	
		要介護5 30,477円	60,953円	91,430円	
		要介護1 25,932円	51,863円	77,794円	
		要介護2 27,567円	55,133円	82,699円	
		要介護3 29,692円	59,384円	89,075円	
加算	要介護4 31,425円	62,850円	94,275円		
	要介護5 33,093円	66,185円	99,278円		
	加算名	内容	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
	夜勤体制加算	20名に対し職員を1名以上配置	27円／日	53円／日	79円／日
	短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	入所の日から起算して3か月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合（週3回以上）	218円／回	436円／回	654円／回
	短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	Ⅱに加え、身体機能等の評価を行い厚労省へ結果を提出	282円／回	563円／回	844円／回
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	認知症の入所者に記憶の訓練や日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施（3か月以内、週3回まで）	131円／回	262円／回	393円／回
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	（Ⅱ）に加え退所後の居住場所を訪問し、過ごした環境を踏まえた計画を作成する。	262円／回	524円／回	785円／回
	認知症ケア加算	認知症専門棟に入所した場合	83円／日	166円／日	249円／日
	若年性認知症利用者受入加算	40歳以上65歳未満の認知症利用者を受入した場合	131円／回	261円／日	393円／日
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰者の人数や在宅療養支援機能が高く、且つ重介護者も一定数受入れている事など厚生労働省が定める条件・基準を満たした場合に算定される。月ごとに算定可・不可が判断される。	56円／日	111円／日	167円／日
	外泊時費用	外泊した場合、基本料金に代えて	395円／日	789円／日	1,184円／日
	外泊時 在宅サービス利用費用	外泊時に在宅サービスを利用した場合	872円／日	1,744円／日	2,616円／日
	ターミナルケア加算 (医師が回復の見込みがないと判断した者　末期がん等)	死亡日以前31日以上45日以下 死亡日以前4日以上30日以下 死亡日以前2日又は3日 死亡日	79円／日 175円／日 992円／日 2,071円／日	157円／日 349円／日 1,984円／日 4,142円／日	236円／日 524円／日 2,976円／日 6,213円／日
	保健施設初期加算Ⅱ	入所後30日以内	33円／日	66円／月	99円／月
	保健施設初期加算Ⅰ	（Ⅱ）に加え、空床状況等を医療機関へ公表し、入退院支援部門と連携する場合	66円／日	131円／日	197円／日

加算名	内容	利用者負担 (1割)	利用者負担(2 割)	利用者負担(3 割)
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合	218 円／回	436 円／回	654 円／回
退所時栄養情報連携加算	特別食を必要とする方、低栄養状態と判断されている方が退所する先へ栄養情報を提供	77 円／回	153 円／回	229 円／回
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)2	退所を目的としたサービス計画の策定及び治療方針の決定	491 円／回	981 円／回	1,471 円／回
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)2	(Ⅰ)に加えて退所後の生活に係る支援計画を策定	524 円／回	1,047 円／回	1,570 円／回
退所時等支援等加算	試行的退所時指導加算 退所時情報提供加算Ⅰ 退所時情報提供加算Ⅱ 老人訪問看護指示加算 入退所前連携加算Ⅰ 入退所前連携加算Ⅱ	436 円／回 545 円／回 273 円／回 327 円／回 654 円／回 436 円／回	872 円／回 1,090 円／回 545 円／回 654 円／回 1308 円／回 872 円／回	1,308 円／回 1,635 円／回 818 円／回 981 円／回 1962 円／回 1,308 円／回
栄養マネジメント強化加算	常勤換算方式で管理栄養士を算定要件以上配置し低栄養状態の早期発見対応を行い厚生労働省に情報を提出していること。	12 円／日	24 円／日	36 円／日
経口移行加算	経管摂取者に経口摂取を進めるために医師の指示に基づく栄養管理	31 円／日	61 円／日	92 円／日
経口維持加算Ⅰ	経口維持計画の作成と特別な管理	436 円／月	872 円／月	1,308 円／月
経口維持加算Ⅱ	(Ⅰ)に加え歯科医師等を含めて食事摂取支援の会議を行う	109 円／月	218 円／月	327 円／月
療養食加算	疾病治療のため提供される療養食(1日3回限度)	7 円／回	13 円／回	20 円／回
口腔衛生管理加算Ⅰ	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い、口腔ケアについて介護職員に対し具体的な技術的な文様及び指導を行い、口腔ケアに関する介護職員からの相談等に必要な応じて対応する。	99 円／月	197 円／月	295 円／月
口腔衛生管理加算Ⅱ	加算Ⅰに加え口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	120 円／月	240 円／月	360 円／月
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	内服薬の減少について入所前の主治医に報告・確認する	153 円／回	306 円／回	458 円／回
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	(Ⅰ)イに加え服用薬剤の総合的評価や調整、必要な指導実施	77 円／回	153 円／回	229 円／回
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	(Ⅰ)イ又はロを算定し、且つ服薬情報等を厚労省へ提出	262 円／回	524 円／回	785 円／回
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	(Ⅱ)を算定し且つ退所時に内服薬が減量している	109 円／回	218 円／回	327 円／回
緊急時治療管理費	病状が重篤となり救命救急医療が必要な場合、緊急的な治療管理(月1回3日を限度)	565 円／日	1,130 円／日	1,694 円／日
所定疾患施設療養費(Ⅰ) (肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・心不全)	左記疾患により治療を必要とする場合、1月に1回連続する7日間限度(肺炎・尿路感染症の場合は検査をした場合に限る)	261 円／日	521 円／日	782 円／日
所定疾患施設療養費(Ⅱ) (肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・心不全)	上記の場合に加え前年度の実施状況を公表していること、施設医師が感染症対策にかんする研修を受けていくこと。1月に1回連続する10日間限度	524 円／日	1,047 円／日	1,570 円／日
認知症専門ケア加算	専門的な認知症ケアを行った場合	I 4 円／日 II 5 円／日	I 7 円／日 II 9 円／日	I 10 円／日 II 13 円／日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症のため緊急に入所することが適当であると判断した場合	218 円／日	436 円／日	654 円／日

リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算(Ⅱ)	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し実施計画書を入所者又はその家族等に説明し継続的にリハビリテーションの質を管理していること。実施計画書の内容を厚生労働省に提出していること。	36 円／月	72 円／月	108 円／月
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算(Ⅰ)	(Ⅱ)に加え、口腔衛生管理加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算を算定	58 円／月	116 円／月	174 円／月
自立支援促進加算	医師の医学的評価をもとに多職種が連携し自立支援・重度化防止に向けた計画を図る。	327 円／月	654 円／月	981 円／月
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	入所者等ごとに褥瘡の発生と関連あるリスクについて入所時等に評価すると共に3月に一回、評価を行い結果などを厚生労働省に提出していること。	4 円／月	7 円／月	10 円／月
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡マネジメント加算Ⅰの算定条件満たしている場合で褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について褥瘡の発生のないこと。	15 円／月	29 円／月	43 円／月
排せつ支援加算Ⅰ	排泄に介護を要する方を対象に支援計画を作成し、厚労省へ提出	11 円／月	22 円／月	33 円／月
排せつ支援加算Ⅱ・Ⅲ	(Ⅰ)に加え排泄状況・要介護状態の軽減が見込まれた場合	Ⅱ 17 円 Ⅲ 22 円	Ⅱ 33 円／月 Ⅲ 44 円／月	Ⅱ 49 円／月 Ⅲ 66 円／月
科学的介護推進体制加算Ⅰ (月1回)	ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症。心身状況などに係る基本的な情報(加算Ⅱでは加えて疾病状況へ服薬情報など含む)などを厚生労働省に提出していること。	44 円／月	I 88 円／月	I 131 円／月
科学的介護推進体制加算Ⅱ (月1回)	(Ⅰ)に加え内服情報・疾病情報等を厚労省へ提出	66 円／月	Ⅱ 131 円／月	Ⅱ 197 円／月
安全対策体制加算 (入所中1回)	安全対策部門の設置、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている。	22 円／回	44 円／回	66 円／回
認知症チームケア推進加算Ⅰ	認知症の方の心理面、行動評価を行い適切なケアを行えるように計画評価・見直し実施	164 円／月	327 円／月	491 円／月
認知症チームケア推進加算Ⅱ	(Ⅰ)に加え認知症介護に関する専門的研修修了者を配置。	131 円／月	262 円／月	393 円／月
協力医療機関連加算1	急変時に協力医療機関が円滑に受入可能になるよう、体制確保・情報提供を行う	55 円／月	109 円／月	164 円／月
協力医療機関連加算2	(1)に加え、協力医療機関と急変時の対応を確認し、協力医療機関先を自治体へ提出	6 円／月	11 円／月	17 円／月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	感染症発生時に診療等を行う医療機関と連携し、対応方法事前に取り決める	11 円／月	22 円／月	33 円／月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	(Ⅰ)に加えて館内で感染症が発生した場合に、医療機関の感染制御室から実施指導を受けている	6 円／月	11 円／月	17 円／月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ	介護職員における介護福祉士の配置割合が60%以上の場	589 円／月	1,178 円／月	1,766 円／月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護に必要な労働力確保のための方策、職員の賃金改善	所定単位数×7.5%		

※ 上記金額は、利用1日あたりの介護報酬告示上の単位に、1単位 10,90 円の地域加算を乗じた額の、利用者の負担割合に応じてご負担いただく1割または2割または3割相当の額です。(尚、厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求金額とは若干の差異が生じる場合があります。)

(2) 介護保険適用部分以外の実費負担

食費	1ヶ月の食費とおやつ代 (1日 2,190円×30日)	65,700円／月
負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている額が1日の上限となります。		
居住費	従来型個室(1日 1,790円×30日) 多床室 (1日 850円×30日)	53,700円／月 25,500円／月
負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている額が1日の上限となります。		

※上記「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料1をご覧下さい。

日用生活品費 Aセット	薬用ヘッド＆ボディソープ、浴用化粧料、薬用ハンドソープ、おしほり4枚、タオル3枚、バスタオル1枚、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉または入れ歯洗浄剤	7,500円／月
日用生活品費 Bセット	薬用ヘッド＆ボディソープ、浴用化粧料、薬用ハンドソープ、おしほり3枚、タオル6枚、バスタオル1枚、ティッシュペーパー、歯ブラシ、入れ歯洗浄剤、口腔ケアスponジ	11,100円／月
教養娯楽費	クラブ活動等で使用する材料等の費用 書道、園芸、工作、七宝、映画鑑賞、おやつ作り、塗り絵、おりがみ等	3,600円／月
特別な室料	①個室 ②2人室	①99,000円／月 ②39,600円／月
利用者が選定する特別な食費	特別メニュー食を選定時（行事食）	220円／食
理美容代	理美容をご利用の場合	2,500円／回
行事費	小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用等	実費
健康管理費	インフルエンザ予防接種の費用 (区からの助成があり。)	実費
私物洗濯代（業者委託）	洗濯を委託業者に依頼される場合	649円／袋
テレビカード（600分）	お部屋に設置してあるテレビを鑑賞の場合（1F受付奥に販売機あり）	1,000円／枚
文書代	診断書や証明書等の発行費用 (様式等によって料金が異なる)	550円～ 5,500円／通

※ 上記金額には、消費税が含まれております。

(3) 支払い方法

- 毎月10日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- お支払い方法は、①現金②引き落とし(ゆうちょ銀行のみ)③振込(別途手数料)があります。入所契約時にお選びください。

附 則 この規程は、平成24年 7月 1日より施行する。

平成25年 4月 1日 一部改正

平成25年11月 1日 一部改正

平成26年 8月 1日 一部改正

平成27年 4月 1日 一部改正

平成27年 8月 1日 一部改正

平成30年 8月 1日 一部改正

平成31年 4月 1日 一部改正

令和 1年 6月24日一部改正

令和 1年10月 1日一部改正

令和 2年 8月 1日一部改正

令和 3年 4月 1日一部改正

令和 6年 2月 1日一部改正

令和 6年 4月 1日一部改正

令和 6年 6月 1日一部改正

令和 6年 8月 1日一部改正

令和 7年 4月 1日一部改正

令和 7年 5月 1日一部改正